## 佐賀県選挙管理委員会告示第38号

選挙運動及び政治活動取扱規程(昭和30年佐賀県選挙管理委員会告示第108号)の一部を次のように改正する。 平成30年10月12日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

West principality of March 1 March 11 M	
改正前	改正後
(ビラの証紙の様式)	(ビラの証紙の様式)
第12条の2 衆議院(小選挙区選出)議員選挙、参議院佐賀県選出	第12条の2 衆議院(小選挙区選出)議員選挙、参議院佐賀県選出
議員選挙及び佐賀県知事選挙において、法第142条第7項の規定に	議員選挙、佐賀県議会議員選挙及び佐賀県知事選挙において、法
より県委員会が交付する証紙は、別記第5号様式の2による。	第142条第7項の規定により県委員会が交付する証紙は、別記第5
	号様式の2による。
(証紙の交付)	(証紙の交付)
第12条の4 略	第12条の4 略
2 略	2 略
3 県委員会は、交付を受けた証紙が法第142条第1項第1号、第2	3 県委員会は、交付を受けた証紙が法第142条第1項第1号若しく
<u>号若しくは第3号</u> 又は第2項に規定するビラの枚数に達しないと	<u>は第2号から第4号まで</u> 又は第2項に規定するビラの枚数に達し
きは、証紙交付票に交付した証紙の枚数を記入し、かつ、県委員	
会の印を押して提出者に返すものとする。	県委員会の印を押して提出者に返すものとする。
4 略	4 略
第5号様式の2	第5号様式の2
略	略
備考	備考
1~4 略	1 ~ 4 略
5 衆議院( <u>小選挙区</u> )議員の選挙にあっては、「番 号」	5 衆議院( <u>小選挙区選出</u> )議員の選挙 <u>及び佐賀県議会議員の</u>
の前に「何選挙区」を記載すること。	選挙にあっては、「番号」の前に「何選挙区」を記載す
	ること。
第5号様式の3	第5号様式の3

## 改正前

略

略

略

備考 1・2 略

- 3 この証紙交付票で、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙にあっては候補者届出政党は4万枚、候補者は7万枚、参議院(選挙区選出)議員の選挙及び佐賀県知事の選挙にあっては115,000枚の証紙の交付を受けることができます。
- 4 この証紙交付票で、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙にあっては候補者届出政党は4万枚、候補者は7万枚、参議院(選挙区選出)議員の選挙及び佐賀県知事の選挙にあっては115,000枚の証紙の交付を受けたときは、この票は、必ず返納してください。

なお、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙にあっては 候補者届出政党は4万枚、候補者は7万枚、参議院(選 挙区選出)議員の選挙及び佐賀県知事の選挙にあっては 115,000枚に達しないときは、当委員会は、証紙の交付枚 数を記載し、取扱者印を押して提出者にお返しします。

5 「第何号」には、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙 にあっては、選挙区ごとの届出時の受付番号を記載する ものとする。 備考 1・2 略

3 この証紙交付票で、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙にあっては候補者届出政党は4万枚、候補者は7万枚、参議院(選挙区選出)議員の選挙及び佐賀県知事の選挙にあっては115,000枚、佐賀県議会議員の選挙にあっては16,000枚の証紙の交付を受けることができます。

改正後

4 この証紙交付票で、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙にあっては候補者届出政党は4万枚、候補者は7万枚、参議院(選挙区選出)議員の選挙及び佐賀県知事の選挙にあっては115,000枚、佐賀県議会議員の選挙にあっては16,000枚の証紙の交付を受けたときは、この票は、必ず返納してください。

なお、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙にあっては候補者届出政党は4万枚、候補者は7万枚、参議院(選挙区選出)議員の選挙及び佐賀県知事の選挙にあっては115,000枚、佐賀県議会議員の選挙にあっては16,000枚に達しないときは、当委員会は、証紙の交付枚数を記載し、取扱者印を押して提出者にお返しします。

5 「第何号」には、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙 <u>及び佐賀県議会議員の選挙</u>にあっては、選挙区ごとの届 出時の受付番号を記載するものとする。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の選挙運動及び政治活動取扱規程の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される佐賀県議会議員の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された佐賀県議会議員の選挙については、なお従前の例による。